

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

足利市長 早川 尚秀

1 入札に付する事項

業 務 名	市立小中学校校務支援システムセキュリティソフト構築業務
納 入 場 所	市立小中学校33校及び教育委員会
契 約 期 間	契約日から令和9年3月31日まで
調達物品概要	小中学校で使用している校務支援システムをフルクラウドで構築する上で必要なセキュリティソフトを整備するもの。校務支援システムへログインするためのシングルサインオンや多要素認証として顔認証システムを構築することで、認証の簡素化とセキュリティ性を向上せさ、不正アクセスや情報漏洩を防ぐ。
予 定 価 格	11,365,200円（消費税抜き）
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	設定しない
契 約 保 証 金	免除

2 入札に参加できる者に必要な資格要件等

公告日において、足利市の令和8・9年度物品購入・業務委託等認定業者名簿の業種区分004001（情報処理）のうち、取扱業務「②システムの提供・開発・保守」に登録がある関東に本店または営業所がある業者で、かつ次の要件を満たしている者であること。

ただし、新規名簿登録・業種の追加を希望する業者については、学校教育課教育研究所に事前連絡の上、4月14日までに足利市オンライン申請システムで申請し、参加申請期限までに登録が完了していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく足利市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 足利市競争入札参加者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147

号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 国税（消費税等を含む）及び地方税を滞納していないこと。

(8) ISMSのISO27001を取得していること。

### 3 競争入札参加手続等

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための審査の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

入札参加申請書類	事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）	
入札参加申請書交付方法	足利市ホームページからのダウンロードとする。 <a href="https://www.city.ashikaga.tochigi.jp">https://www.city.ashikaga.tochigi.jp</a>	
入札参加申請書提出期限等	令和8年4月17日午後4時30分まで（「足利市の休日を定める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）	
	提出場所：足利市教育委員会事務局 学校教育課教育研究所（教育庁舎2階） 提出時間：午前9時00分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。） 提出方法：持参または郵送とする。 郵送する場合は、封筒に「市立小中学校校務支援システムセキュリティソフト構築業務」と記して、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。（配達証明付きで送付とする。）また、郵送の場合は、発送時に教育研究所（0284-20-2176）まで電話にて連絡すること。	

(2) 提出期限までに入札参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

(3) 参加申請書を受領した際に、受領確認通知を交付する。

### 4 仕様書

仕様書の閲覧	本公告日から開札日まで	足利市ホームページからのダウンロードとする。 <a href="https://www.city.ashikaga.tochigi.jp">https://www.city.ashikaga.tochigi.jp</a>
仕様書に関する質問	令和8年4月21日まで（市の休日を除く。）に書面により提出	質問書の配付は、足利市ホームページからのダウンロードとする。 提出場所：足利市教育委員会事務局学校教育課教育研究所 提出時間：午前9時00分から午後4時30分まで

		提出方法：事前に電話連絡の上、メールにて送信 すること。 電話：0284-20-2176 Mail：kyouiku@city.ashikaga.lg.jp
仕様書に関する質問の回答	令和8年4月22日までに足利市ホームページに掲載	

## 5 入札及び開札の日時及び会場

日時	令和8年4月24日 11時00分 即時開札 入札書の配付は、足利市ホームページからのダウンロードとする。
場所	足利市役所 教育庁舎 3階会議室

- (1) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び足利市契約規則等を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出した入札書等は、撤回又は差し替えをすることはできない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。
- (5) 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

## 6 入札の辞退

入札参加申請者は、入札を辞退することができるものとする。

- (1) 入札を辞退する場合には、当該入札開始前までに辞退の届を次の方法により提出するものとする。
  - ①提出方法  
郵送又は持参
  - ②提出先  
〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地  
足利市教育委員会事務局 学校教育課 教育研究所（教育庁舎2階）
- (2) 郵送する封筒には、次の事項を記載するものとする。
  - ①表面に記載する事項

- ・ 辞退届在中
- ・ 開札年月日
- ・ 物件名
- ②裏面に記載する事項
  - ・ 差出人の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号及びFAX番号
- (3) 辞退の届には、次の事項を記載するものとする。（辞退届はホームページからのダウンロードとする。）
  - ①辞退する「案件名」
  - ②開札年月日
  - ③辞退理由
- (4) 提出した辞退届は、撤回することができない。

7 入札保証金：免除

8 契約保証金：免除

9 前金払い：無

10 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

①確認申請書類

- ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- イ 積算内訳書
- ウ 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類
- エ ISO/IEC27001を取得していることを証明できるもの  
認定番号、事業者名、有効期間の記載があること。原本の写し等。

②確認申請書類の配付等

上記①ア及びイの配付は、足利市ホームページからのダウンロードを原則とする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。以下同じ。）とする。

②提出場所：足利市教育委員会事務局 学校教育課 教育研究所（教育庁舎2階）

③提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認申請書等の提出期限日の

翌日から起算して2日以内に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

## 11 契約書の作成：要する。

## 12 契約条項を示す場所

契約書及び入札を定めている足利市契約規則等については、足利市ホームページにて閲覧できる。

## 13 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ①入札参加資格のない者が行った入札
- ②同一の入札について2人以上の代理をした者が行った入札
- ③同一の入札について他の入札者の代理をした者が行った入札
- ④同一の入札について同一の入札者が2通以上行った入札
- ⑤入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- ⑥入札書に記載した金額を訂正した入札及び入札書に記名をしないで行った入札
- ⑦他の入札者の代理人又は数人が共同して行った入札
- ⑧その他、入札に関する条件に違反して行った入札

(2) 入札参加申請書を提出した者であっても、第2項に掲げる資格のない者の行った入札は無効とする。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合
- ②入札書に記載の金額が予定価格を上回る場合

## 14 同値入札

最低価格入札者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、直ちに、くじにより落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

## 15 その他

上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに足利市契約規則によるものとする。